

(大阪高等裁判所経由)

京地裁総第 271 号

(組ろ-02)

平成 31 年 4 月 19 日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

京都地方裁判所長 小西義博

平成 31 年度京都地方裁判所事務分配等規程について

(平成 6 年 7 月 22 日付け総一第 182 号に基づく報告)

標記の規程を別添のとおり送付します。

平成 31. 1. 1 施行  
平成 31. 1. 16 施行  
平成 31. 3. 23 施行  
平成 31. 3. 25 施行  
平成 31. 4. 1 施行  
平成 31. 4. 6 施行

**平成31年度  
京都地方裁判所事務分配等規程**

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、京都地方裁判所の本庁、支部及び管内の簡易裁判所の裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割並びに裁判事務及び司法行政事務の代理順序を定めることを目的とする。

### (部又は支部の裁判事務の分配)

第2条 部又は支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、特に定める場合を除くほか、その部又はその支部において定める。

### (事務分配等の変更)

第3条 所長は、この規程で定めた裁判事務の分配、裁判官の配置又は代理順序を司法年度の途中において変更する必要がある場合において、緊急の事情のため裁判官会議を開くことができないときは、あらかじめ常任委員会の意見を聴いた上、応急の措置を講ずることができる。ただし、緊急の事情のため、常任委員会を開くことができない場合は、その限りでない。

2 夏期休延期間中又は年末年始の休日における裁判事務の分配及び代理順序は、前項の規定にかかわらず、本庁及び京都簡易裁判所については、本庁民事部及び刑事部並びに京都簡易裁判所の裁判官の協議によって、これを変更し、又は別にこれを定めることができる。

### (新任裁判官の特例)

第4条 新任裁判官については、この規程の定めにかかわらず、新任裁判官研さん要領に従い、必要な裁判事務を取り扱わせ、又は裁判事務の一部を免除することができる。

### (規定の準用)

第5条 この規程のうち、本庁又は本庁における各部若しくは各部の単独事件担当の裁判官（以下「係」という。）相互間にに関する規定は、その性質に反しない限り、各支部及び各簡易裁判所、又は本庁と各支部との間及び各支部相互間に準用

する。

## 第2章 裁判官の配置及び開廷の日割

### (裁判官の配置、開廷の日割)

第6条 平成31年度における裁判官の配置及び開廷の日割は、別表第1のとおりとする。

## 第3章 裁判事務の分配

### 第1節 本 庁

#### 第1款 民事事件

##### (定義)

第7条 この款において、次の各号に掲げる事件名の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。その他の事件名は、民事事件記録符号規程（平成13年最高裁判所規程第1号）と同一の意義による。

- (1) 労働事件 労働契約、就業規則、労働協約又は労働組合規約上の権利義務に関する紛争、労働基準又は労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権に関する紛争及び公務員の同種の紛争を内容とする行政訴訟事件及び通常訴訟事件（これらの事件の控訴事件、訴え提起前の証拠収集処分事件及び仮差押、仮処分関係事件を含む。）並びに労働審判手続事件をいう。
- (2) 行政事件 行政訴訟事件（第7条(1)に規定する事件を除き、訴え提起前の証拠保全事件及び訴え提起前の証拠収集処分事件を含む。）、行政処分の効力等を争点とする通常訴訟事件（第7条(1)に規定する事件を除き、控訴事件、訴え提起前の証拠保全事件、訴え提起前の証拠収集処分事件及び仮差押、仮処分関係事件を含む。）及び地方自治法第242条の3第2項の規定に基づく通常訴訟事件（控訴事件、訴え提起前の証拠保全事件、訴え提起前の証拠収集処分事件及び仮差押、仮処分関係事件を含む。）をいう。
- (3) 知的財産権事件 特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、回路配置利用権又は不正競争防止法に関する紛争及び商法第12条又は会社法第8条に

関する紛争を内容とする訴訟事件（これらの事件の控訴事件、訴え提起前の証拠保全事件、訴え提起前の証拠収集処分事件及び仮差押、仮処分関係事件を含む。）をいう。

- (4) 交通事故 交通事故を原因とする損害賠償等請求の通常訴訟事件（控訴事件、訴え提起前の証拠保全事件及び訴え提起前の証拠収集処分事件を含む。）をいう。
- (5) 医療過誤事件 医療過誤を原因とする損害賠償等請求の通常訴訟事件（控訴事件を含む。）をいう。
- (6) 人身保護事件 人身保護法にいう一切の事件をいう。
- (7) 手形事件 手形訴訟、小切手訴訟又は手形若しくは小切手に関する通常訴訟事件（これらの事件の控訴事件を除く。）をいう。ただし、他の種類の請求を併合したものを除く。
- (8) 共通義務確認事件 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律にいう共通義務確認の訴えをいう。
- (9) 通常事件 前記各号に定める事件以外の訴訟事件をいう。
- (10) 通常控訴事件 手形事件、交通事故及び通常事件の控訴事件をいう。
- (11) 調停事件 申立てられた調停事件及び職権で調停に付された事件（特定調停事件及び訴訟事件の係属する部又は係がみずから処理する旨決定したものを除く。）をいう。

（通常事件等の配付）

第8条 別表第1の1の事務分配欄に掲げる事件は、特に定める場合を除くほか、事件の種類ごとに、同欄に掲げる割合で、受理の順序に従って前年に引き続き各部に順次配付する。

2 前項に掲げる事件のうち、前条第1号から第11号に掲げる事件の配付については、次に定めるところによる。

- (1) 労働事件（労働審判手続事件、同手続による訴え提起の擬制事件、控訴事件、

訴え提起前の証拠収集処分事件及び仮差押、仮処分関係事件を除く。），行政事件（控訴事件、訴え提起前の証拠保全事件、訴え提起前の証拠収集処分事件及び仮差押、仮処分関係事件を除く。）及び知的財産権事件（控訴事件、訴え提起前の証拠保全事件、訴え提起前の証拠収集処分事件及び仮差押、仮処分関係事件を除く。）の各1件は通常事件の各3件、労働事件の労働審判手続事件及び交通事件（控訴事件、訴え提起前の証拠保全事件、訴え提起前の証拠収集処分事件及び仮差押、仮処分関係事件を除く。）の各1件は通常事件の各2件と算し、通常事件の配付があったものとみなして、各日ごとにその直後に受け付ける通常事件の配付の場合にこれを調整する。

- (2) 労働事件、行政事件及び知的財産権事件の各控訴事件の各1件は通常事件の控訴事件の各3件、交通事件の控訴事件の1件は通常事件の控訴事件の2件と換算し、通常控訴事件の配付があったものとみなして、各日ごとにその直後に受け付ける通常控訴事件の配付の場合にこれを調整する。
- (3) 行政事件、知的財産権事件及び交通事件の各訴え提起前の証拠保全事件及び訴え提起前の証拠収集処分事件並びに労働事件の訴え提起前の証拠収集処分事件の各1件はそれぞれ通常事件の訴え提起前の証拠保全事件及び訴え提起前の証拠収集処分事件の各1件、共通義務確認事件の訴え提起前の証拠保全事件及び訴え提起前の証拠収集処分事件は、通常事件の訴え提起前の証拠保全事件及び訴え提起前の証拠収集処分事件の各3件、労働事件、行政事件及び知的財産権事件の仮差押、仮処分関係事件の各1件、労働事件の労働審判手続による訴え提起の擬制事件の1件は通常事件の各1件と換算し、それぞれ換算した事件の配付があったものとみなし、各日ごとにその直後に受け付ける通常事件の配付の場合にこれを調整する。
- (4) 通常事件のうち、消費者契約法に基づく適格消費者団体が提起する差止請求事件に限っては、その1件を3件と換算して配付する。
- (5) 事件の当事者5人までのものを1件、10人までのものを2件、15人まで

のものを3件、20人までのものを4件、20人を超えるものを5件とする。

ただし、所長は、裁判部事務等検討委員会の意見を聴いた上、事情に応じて、これと異なる調整の措置をとることができる。ただし、緊急の事情のため、裁判部事務等検討委員会を開くことができない場合は、その限りでない。

- 3 差戻し事件及び再審事件は、事件の種類ごとに、受理の順序に従って前年に引き続き各部に順次配付する。ただし、配付を受けるべき部に原裁判をした裁判官が所属し、かつ、その裁判官が関与しなければ事件の審理及び裁判をすることができないときは、これを次順位の部に配付する。
- 4 支部からの回付事件のうち、通常事件及び手形事件は、受理の順序に従って前年に引き続き各部に順次配付する。
- 5 除斥及び忌避各申立事件は、原則として、申立てをされた職員の所属する部を除いて、受理の順序に従って前年に引き続き第5民事部を除く各部に順次配付する。
- 6 職権で調停に付された事件のうち、訴訟事件の係属する部又は係がみずから処理する旨決定したものは、その部又は係に配付する。
- 7 前6項に掲げる事件以外の事件は、受理の順序に従って前年に引き続き各部に順次配付する。ただし、手形事件の異議事件は、当該手形事件を担当した部に配付する。

(関連事件の配付又は割替え)

第9条 関連事件は、前条の規定にかかわらず、同一の部に配付する。

- 2 関連事件が数個の部又は係に係属するときは、第13条の規定にかかわらず、関係の各部又は各係が協議の上、これを一の部又は係に移すことができる。この場合には、先に事件の係属した部又は係に移すことを原則とする。
- 3 前2項の規定により関連事件を配付し、又は他に移した場合には、その直後に受け付けた新件で調整する。

(付隨事件の配付)

第10条 各部又は各係に係属する事件に関する各種の申立事件（参加申立事件を含む。）は、基本事件の終結の前後を問わず、当該基本事件の係属する部又は係に配付する。

ただし、平成26年3月31日付けで廃止された第7民事部あ係の事件に関する各種の申立事件は、第1民事部に配付する。

また、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律にいう、簡易確定手続開始の申立事件は、第5民事部に配付する。

なお、仮既済とした事件についての期日指定の申立事件はこれを新件とみなして、前2条の例によって配付する。

2 各部に係属する事件に関しないその他の申立事件は、前2条の例によって配付する。

（裁定合議及びこれに伴う事件の割替え）

第11条 各部の裁判官に分配された単独事件について、当該事件の担当裁判官が裁判所法第26条第2項第1号の決定を相当と思料し、その申出のあるときは、同裁判官の所属する部において、当該部の合議体で審理及び裁判をするかどうかを決めるものとする。

2 前項の規定により、合議体で審理及び裁判をする旨の決定があった場合、これに伴い当該部の各係間で事件配付の調整をするかどうかは、その部において定める。

（事件配付の停止等）

第12条 裁判官が退官、転官又は転所したとき、裁判官に病気その他長期の差し支えが生じたとき、一部の部又は係に係属する事件が著しく多数に達したとき、その他相当の理由があるときは、所長は、裁判部事務等検討委員会の意見を聴いた上、相当の期間その部又は係に対する事件の配付を全部若しくは一部停止し、又はその部又は係に係属する事件の全部若しくは一部を他の部又は係に移すことができる。ただし、緊急の事情のため、裁判部事務等検討委員会を開くことができる。

きない場合は、その限りでない。

2 前項の事件配付の停止に伴い、その部又は係に係属する事件の数が減少し、事件配付の停止を解除した後においても、他の部又は係との間に著しく不均衡が生じたときは、所長は、裁判部事務等検討委員会の意見を聴いた上、これを調整するため必要な措置をとることができる。ただし、緊急の事情のため、裁判部事務等検討委員会を開くことができない場合は、その限りでない。

#### (事件の割替え・回付)

第13条 配付された事件を当該部又は係において処理することが相当でないときは、所長は、申出により、裁判部事務等検討委員会の意見を聴いた上、これを他の部又は係に移すことができる。ただし、緊急の事情のため、裁判部事務等検討委員会を開くことができない場合は、その限りでない。また、配付された通常事件を、第7条第1号ないし第4号に掲げる事件として処理すべき事由のあるときは、関係の各部又は係の協議によって移すことができる。

2 前項の規定により事件を他の部又は係に移した場合には、その直後に受け付けた新件で調整する。

3 本庁において処理するのが相当でない事件又は他の支部で処理するのが相当である事件については、所長は、申出により、裁判部事務等検討委員会の意見を聴いた上、その事件を他の支部に回付することができる。ただし、緊急の事情のため、裁判部事務等検討委員会を開くことができない場合は、その限りでない。また、関連事件について関係各裁判官が協議の上回付する場合及び管轄区域の定めに反して提起され又は申し立てられた事件について当該事件を本来審理すべき支部に回付する場合は、所長の決裁を要しない。

### 第2款 刑事事件

#### (定義)

第14条 別表第1の1の第1刑事部事務分配欄中2単独事件(9)に定める起訴前又は審査請求前の没収保全等請求事件とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不

正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第5章及び第6章の没収保全及び追徴保全に関する請求事件、並びに組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第4章及び第6章の没収保全及び追徴保全に関する請求事件（以下、これらを「没収保全等請求事件」という。）のうち、起訴前又は同法第62条第1項の審査請求（麻薬特例法第23条で組織的犯罪処罰法第6章の共助の規定による共助の例による場合を含む。以下「審査請求」という。）前の事件をいう。

- 2 別表第1の1の第1刑事部事務分配欄中3に定める医療観察事件とは、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に係る事件をいい、各号に定める事件名の意義は、次のとおりとする。
- (1) 処遇事件 医療観察法第3条第1項に規定する各種申立てに係る事件をいう。
  - (2) 競合する処分の調整事件 医療観察法第76条第1項又は第2項による申立てに係る事件をいう。
  - (3) 裁判官の処分に対する不服申立て事件 医療観察法第72条第1項による不服申立てに係る事件をいう。
  - (4) 裁判所の処分に対する異議事件 医療観察法第73条第1項による異議申立てに係る事件をいう。
  - (5) 差戻し事件 医療観察法第68条第2項本文により抗告審から差し戻された事件又は医療観察法第71条第2項後段により再抗告審から差し戻された事件をいう。
  - (6) 連戻状事件 医療観察法第99条第5項、第6項による請求に係る事件をいう。
  - (7) 除斥事件 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則第8条第1項の除斥の決定に係

る事件をいう。

(公判請求事件等の配付)

第15条 別表第1の1の事務分配欄に掲げる事件は、特に定める場合を除くほか、事件の種類ごとに、受理の順序に従って前年に引き継ぎ、同欄に掲げる割合に応じて各部に順次配付する。この場合における公判請求事件の件数の算定は、起訴状ごとに被告人の数に応じ1人をもって1件とする。

- 2 差戻し事件及び再審請求事件は、その配付を受けるべき部に原裁判をした裁判官が所属し、かつ、その裁判官が関与しなければ事件の審理及び裁判をすることができないときは、これを次順位の部に配付する。
- 3 忌避及び回避各申立事件の配付を受けるべき部に当該職員が所属するときは、前項の例による。
- 4 医療観察事件は、前項までの定めによるほか次のとおり取り扱う。
  - (1) 医療観察法第41条第1項の決定があった場合、対象行為の存否に関する審理及び裁判は、処遇事件が配付された部の裁判官で構成する合議体が行う。
  - (2) 競合する処分の調整事件については、各条掲記の決定をした部がある場合には、その部に配付する。
  - (3) 裁判官の処分に対する不服申立事件及び裁判所の処分に対する異議事件は、準抗告の事件の例により配付する。
  - (4) 連戻状事件は、医療観察法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定をした部がある場合には、その部に配付する。
  - (5) 除斥事件は、忌避及び回避各申立事件の例により配付する。

(関連事件の配付又は割替え)

第16条 同一被告人に対する公判請求事件は、前条及び第17条の規定にかかわらず、同一の部又は係に配付する。

- 2 関連事件が数個の部又は係に係属するときは、第19条の規定にかかわらず、関係の各部又は各係が協議の上、これを一の部又は係に移すことができる。この

場合には、先に事件の係属した部又は係に移すことを原則とする。ただし、裁判員裁判事件とそれ以外の合議事件が関連する場合、又は合議事件（裁判員裁判事件を含む。）と単独事件が関連する場合には、係属の先後にかかわらず、裁判員裁判事件以外の合議事件を裁判員裁判事件の係属部に、単独事件を合議事件の係属部に、それぞれ移すものとする。

- 3 審判の併合に関する法令の規定に基づく裁判により新たに係属した事件は、関連事件の係属する部又は係に配付する。
- 4 前3項の規定により、合議事件に関連する事件として単独事件を合議事件の係属する部に配付し、又は移した場合には、その部に単独事件を配付したものとして取り扱う。

（勾留等関与裁判官がある場合の配付の特例）

第17条 第15条の規定によって公判請求事件の配付を受けるべき部に、その事件について起訴前における勾留を認容する裁判（勾留期間を延長する裁判を除く。）、勾留取消請求を却下する裁判、勾留理由開示、刑事訴訟法第429条による準抗告の裁判又は同法第266条第2号の付審判の決定をした裁判官が所属するときは、次順位の部に配付する。

（準抗告事件の配付の特例）

第18条 法定合議の準抗告事件の配付を受けるべき部に原裁判をした裁判官が所属しているときは、これを次順位の部に配付する。

- 2 準抗告事件のうち、勾留請求に関するもので証拠資料を共通にする事件と認められるものは、同一の部に配付する。

この場合における事件の算定は、同一日に申し立てられた事件については、これを1件とみなす。

- 3 起訴後における事件の配付その他事務の取扱いに支障が生じるおそれのある場合には、前2項の規定にかかわらず、刑事部の部総括裁判官の協議により、配付すべき部を定めることができる。

(事件配付の停止・割替え・回付)

第19条 事件配付の停止、割替え又は事件の回付については、第12条、第13条第1項前段又は同条第3項の例による。

(事件配付の調整)

第20条 第15条から前条までの規定により、事件を移し、又は事件配付の順序を変更した場合は、その直後に受け付けた新件で調整する。ただし、第16条第4項の場合において、関連事件が同一の部に係属しているときは、この限りでない。

(事件配付の特例)

第21条 第15条の規定により配付することが相当でない特別の事由がある事件については、刑事部会の協議により、同条の規定にかかわらず、配付すべき部及びこれに伴うその後に受け付けた新件による調整について定めることができる。

2 緊急を要し、前項の規定によることができないときは、前項の事件について所長が配付すべき部及びこれに伴うその後に受け付けた新件による調整について定めることができる。

(付随事件の配付)

第22条 起訴後の勾留に関する請求事件、保釈保証金没取請求事件、訴訟費用執行免除請求事件、上訴権回復請求事件、刑事補償請求事件、費用補償請求事件、起訴後又は審査請求後の没収保全等請求事件その他本案に関する事件は、特に定める場合を除くほか、本案の係属する部又は係属した部に配付する。ただし、該当する部がないときは、受理の順序に従って前年に引き続き各部に順次配付する。

(裁定合議)

第23条 各部の裁判官に配付された単独事件について、当該事件の担当裁判官が裁判所法第26条第2項第1号の決定を相当と思料し、その申出のあるときは、同裁判官の所属する部において、当該部の合議体で審理及び裁判をするかどうかを決めるものとする。

2 前項の規定により、合議体で審理する旨の決定があった場合、各部間の事件配付の調整はしない。ただし、当該部の各係間における事件配付の調整については、第11条第2項の例による。

(第1回公判期日前の麻薬特例法の没収等に関する処分)

第24条 起訴後第1回公判期日前の麻薬特例法第5章の没収保全及び追徴保全に関する処分、並びに組織的犯罪処罰法第4章の没収保全及び追徴保全に関する処分は、第1刑事部の事件については第2刑事部が、第2刑事部の事件については第3刑事部が、第3刑事部の事件については第1刑事部が、それぞれ取り扱う。

## 第2節 支 部

(支部の事務分配)

第25条 各支部の裁判事務の分配については、別表第1の2に定めるところによる。

2 支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状及び傍受ができる期間の延長請求事件並びに傍受の原記録の保管事務は、当分の間、本庁において取り扱う。

3 舞鶴及び福知山の各支部は、医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立ての受付及び当該申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務を取り扱い、その後、本庁に事件を回付する。

(裁定合議)

第26条 支部の民事事件について、当該事件の担当裁判官が裁判所法第26条第2項第1号の決定を相当と思料し、その申出のあるときは、次に定めるところによる。

- (1) 所長は、裁判部事務等検討委員会の意見を聴いた上、その申出に理由があると認めるときは、これを本庁に回付することができる。ただし、緊急の事情のため、裁判部事務等検討委員会を開くことができない場合は、その限りでない。
- (2) この場合、本庁に回付された民事事件は次に合議事件の配付を受ける部にお

いて、合議体で審理及び裁判をするかどうかを決めるものとする。

**第26条の2 園部、宮津及び福知山の各支部の刑事事件について、当該事件の担当裁判官が裁判所法第26条第2項第1号の決定を相当と思料し、その申出のあるときは、次に定めるところによる。**

- (1) 所長は、裁判部事務等検討委員会の意見を聴いた上、その申出に理由があると認めるときは、園部支部の刑事事件についてはこれを本庁に、宮津及び福知山の各支部の刑事事件についてはこれを舞鶴支部に回付することができる。また、宮津及び福知山の各支部の刑事事件については、舞鶴支部の裁判官の全部又は一部についてこれを処理することが相当でないと認める事由があるときは、これを本庁に回付することができる。ただし、緊急の事情のため、裁判部事務等検討委員会を開くことができない場合は、その限りでない。
- (2) この場合、本庁に回付された刑事事件は次に合議事件の配付を受ける部において、舞鶴支部に回付された刑事事件は当該支部の合議体において、合議体で審理及び裁判するかどうかを決めるものとする。

(除斥、忌避及び回避各申立事件)

**第27条 支部の裁判官及び職員並びに支部管内の簡易裁判所の裁判官の除斥、忌避及び回避各申立事件は、いずれも本庁で取り扱う。**

(準抗告事件)

**第27条の2 舞鶴、宮津及び福知山の各支部並びにこれらの支部管内の簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する準抗告事件は、舞鶴支部において速やかに処理できない場合には、いずれも本庁刑事部において取り扱う。**

### 第3節 管内の簡易裁判所

(簡易裁判所の事務分配)

**第28条 管内の簡易裁判所の裁判事務の分配については、別表第1の3に定めるところによる。ただし、複数の裁判官が配置されている簡易裁判所の裁判官が、他の簡易裁判所の裁判官の職務を代行することとされている場合は、その司法行**

政事務の掌理者が職務代行裁判官を指名する。

#### 第4節 本庁及び京都簡易裁判所の令状関係事件

##### (令状関係事件)

第29条 本庁及び京都簡易裁判所の各種令状請求事件（執務時間外における警察官職務執行法第3条に定める許可状請求事件を含む。）及び勾留に関する処分（公判裁判所の権限に属するものを除く。）の配付及び処理（代理順序を含む。）については、この規程に定めるもののほか、本庁民事部及び刑事部並びに京都簡易裁判所の裁判官の協議により定める令状事務等処理要領及び外国人による集団不法入国事件に係る勾留請求事件処理要領の定めるところによる。

2(1) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状請求事件等の配付及び処理については、傍受令状請求事件等に関する事務処理要領の定めるところによる。

(2) 傍受の実施終了後に傍受の実施の状況を記載した書面の提出を受けて審査を行う裁判官（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第21条第2項）及び原記録保管裁判官（同法第25条第1項）には、刑事上席裁判官をもって充てる。

##### (令状当番)

第30条 各種令状請求事件及び起訴前の勾留に関する処分（被告人に対する起訴令状を含む。）は、平日、休日及び夜間に区分して令状当番を割り当て、これを処理する。

2 判事及び判事の権限を有する判事補（以下「特例判事補」という。）は、第1項の事務を処理する場合には、京都簡易裁判所の裁判官の職務をも併せて行うものとする。

#### 第5節 被疑者の国選弁護人の選任

##### (被疑者の国選弁護人の選任に関する処分)

第31条 勾留状が発せられ又は勾留を請求された被疑者及び即決裁判手続によることについての同意を求められた被疑者の国選弁護人選任に関する処分は、被疑

者の国選弁護人選任に関する事務処理要領の定めるところにより、これを処理する。

#### 第6節 調停主任及び労働審判官の指定

##### (調停主任)

第32条 次の各号に定める裁判官を民事調停法第7条第1項の調停主任に指定する。

- 1 本庁民事部及び支部配置の裁判官（ただし、判事及び職権特例判事補に限る。）
- 2 管内簡易裁判所（京都簡易裁判所を除く。）並びに京都簡易裁判所民事1係及び民事2係配置の裁判官

##### (労働審判官)

第33条 本庁第6民事部配置の裁判官（ただし、判事及び職権特例判事補に限る。）を労働審判法第8条の労働審判官に指定する。

### 第4章 代理順序

#### 第1節 裁判事務の代理

##### (本 庁)

第34条 本庁の第1民事部から第7民事部及び第1刑事部から第3刑事部において、各部の裁判官全員に差し支えのあるときは、それぞれ別表第1の1に定める順序によって後順位の部（第7民事部については第1民事部、第3刑事部については第1刑事部）が先順位の部を代理し、代理部に差し支えのあるときは、次順位の部（代理部を代理する部）がこれを代理する。

- 2 各部の裁判長に差し支えのあるときは、その部に所属する裁判官が、別表第1の1記載の順序により、これを代理する。
- 3 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、あらかじめ別に定める代理順序によって、それぞれの裁判官が、これを代理する。
- 4 緊急の必要のため前3項の順序によることができないときは、所長が指名する

部又は裁判官がこれを代理する。

(支 部)

第35条 支部の裁判官に差し支えのあるときは、別表第2の1の左欄に掲げる支部の裁判官の職務を右欄に掲げる本庁又は支部の裁判官がこれを代理する。

2 前項の規定により、本庁の裁判官が代理すべきときは、又は代理すべき裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

(簡易裁判所)

第36条 簡易裁判所の裁判官（複数の裁判官が配置されている簡易裁判所については全裁判官）に差し支えのあるときは、職務代行発令の上、別表第2の2の左欄に掲げる裁判所の裁判官の職務を右欄に掲げる裁判所の裁判官（複数の裁判官が配置されている簡易裁判所においては、その司法行政事務の掌理者の指名する裁判官）がこれを代理する。

2 複数の裁判官が配置されている簡易裁判所の裁判官のうち、一部の裁判官に差し支えのあるときは、当該簡易裁判所の司法行政事務の掌理者の指名する裁判官が、これを代理する。

3 第1項の規定により、代理すべき裁判官に差し支えのあるときは、前条第2項の例による。

第2節 司法行政事務の代理

(司法行政事務の代理)

第37条 所長に差し支えのあるときは、次の順序によって、その職務を代理する。

第1順位 裁判官 久保田 浩 史

第2順位 裁判官 伊 藤 寿

2 部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、当該部の次順位の裁判官が、その職務を代理する。

3 支部長に差し支えのあるときは、第35条の規定する代理順序によって代理すべき裁判官が、その職務を代理する。

4 京都簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときは、次の順序によって、その職務を代理する。

第1順位 裁判官 大西嘉彦

第2順位 裁判官 谷澤和明

5 前項に掲げる簡易裁判所以外の簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときは、第36条の規定する代理順序によって代理すべき裁判官が、その職務を代理する。

6 第1項から前項までの規定によって、司法行政事務を代理する者が定まらない場合は、所長は、京都地方裁判所司法行政事務処理規程第15条の規定に基づき、他の裁判官を指名することができる。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成31年1月16日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成31年3月23日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成31年3月25日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成31年4月6日から施行する。

別表第1 平成31年度裁判官配置、事務分配及び開廷日割表

1 本 庁 (1) 民事部				
部	裁 判 官 氏 名	開 廷 日 割	事 務 分 配	
第1民事部	井 上 一 成	月(毎月2開廷), 水, 木, 金	1 通常事件	31分の5
	中 嵐 謙 訪		2 手形事件	31分の5
	加 藤 優 治		3 医療過誤事件	6分の1
	友 延 裕 美		4 通常控訴事件	6分の1
			5 人身保護事件	6分の1
			6 共通義務確認事件及び同事件の 仮差押事件	6分の1
			7 民事共助事件(電話加入権換価 事件を除く。)	6分の1
			8 抗告事件(仮差押, 仮処分関係 事件を除く。)	6分の1
			9 訴え提起前の証拠保全事件(行 政事件, 知的財産権事件及び交通 事件を除く。)	6分の1
			10 訴え提起前の証拠収集処分事件 (労働事件, 行政事件, 知的財産 権事件及び交通事件を除く。)	6分の1
			11 調停事件	6分の1
第2民事部	久留島 群 一	月, 火, 木, 金(第 2・第4)	1 知的財産権事件	全 部
	鳥 飼 晃 翳		2 通常事件	31分の5
	中 野 彩 子		3 手形事件	31分の5
	秦 卓 義		4 その他は、第1民事部の3から 11までに同じ。	
第3民事部	増 森 珠 美	月, 火, 水, 金	1 行政事件	全 部
	中 田 克 之		2 通常事件	31分の5
	佐 藤 彩 香		3 手形事件	31分の5

	藤野 真歩子 牛島 賢		4 その他は、第1民事部の3から11までに同じ。	
第4民事部	野田 恵司 大久保 香織 山中 耕一 村木 洋二 三宅 由美子	月(第1・第3), 火, 水, 金	1 交通事故(控訴事件を除く。) 2 通常事件 3 手形事件 4 その他は、第1民事部の3から11までに同じ。	全 部 31分の7 31分の7
第5民事部	久保田 浩史 小山 恵一郎 若原 央子 嶋田 登美子 齋藤 千春 岩城 光	月, 火, 水, 木, 金	1 仮差押, 仮処分関係事件(これらの事件の抗告事件を含み, 労働事件, 行政事件及び知的財産権事件の仮差押, 仮処分関係事件並びに共通義務確認事件の仮差押事件を除く。) 2 執行関係事件(通常事件を除く。) 3 破産, 再生, 会社更生関係事件(通常事件を除く。) 4 非訟事件 5 過料事件 6 民事共助事件中電話加入権換価事件 7 特定調停事件 8 仲裁関係事件 9 船舶所有者等責任制限事件 10 油濁損害賠償責任制限事件 11 配偶者暴力に関する保護命令事件 12 その他の民事雑事件(基本事件係属部に配付するものを除く。)	全 部 全 部
第6民事部	藤田 昌宏 柴田 憲史	月(第2・第4), 火, 木, 金	1 労働事件 2 通常事件	全 部 31分の5

	上 田 瞳 伊 藤 渉		3 手形事件 4 その他は、第1民事部の3から11までに同じ。	31分の5
第7民事部	島 崎 邦 彦 朝 倉 亮 子 中 村 修 輔 中 村 大 喜	火, 水, 木, 金(第1・第3)	1 通常事件 2 手形事件 3 その他は、第1民事部の3から11までに同じ。	31分の4 31分の4

(2) 刑事部

第1刑事部	入 子 光 臣 片 多 康 戸 崎 涼 子 伊 藤 祐 貴	月, 火, 水, 木, 金	1 合議事件	3 分の1 3 分の1 3 分の1 3 分の1 3 分の1 3 分の1 3 分の1 3 分の1 57分の27 57分の27 57分の27 3 分の1 57分の27 3 分の1		
			(1) 裁判員裁判の公判請求事件			
			(2) (1)以外の法定合議の公判請求事件			
			(3) 差戻し事件			
			(4) 再審請求事件			
			(5) 法定合議の準抗告事件			
			(6) 起訴強制事件			
			(7) 忌避, 回避申立事件			
			(8) その他の事件			
			2 単独事件			
			(1) 公判請求事件 (即決裁判手続の申立てがあった事件を含む。)	57分の27		
			(2) 差戻し事件	57分の27		
			(3) 再審請求事件	57分の27		
			(4) 準抗告事件	3 分の1		
			(5) 刑事共助事件	57分の27		
			(6) 証拠保全請求事件 (刑事訴訟法第179条)	3 分の1		

			(7) 証人尋問請求事件（刑事訴訟法第226条、第227条）	57分の27
			(8) 執行猶予言渡取消請求事件	3分の1
			(9) 起訴前又は審査請求前の没収保全等請求事件	3分の1
			(10) 訴訟費用負担請求事件	57分の27
			(11) その他の事件	57分の27
		3	医療観察事件	
			(1) 処遇事件（医療観察法第33条第1項、第59条第1項、第2項）	3分の1
			(2) 処遇事件（医療観察法第49条第1項、第2項、第50条、第54条第1項、第2項、第55条）	3分の1
			(3) 競合する処分の調整事件	3分の1
			(4) 裁判官の処分に対する不服申立事件	3分の1
			(5) 裁判所の処分に対する異議事件	3分の1
			(6) 差戻し事件	3分の1
			(7) 連戻状事件	3分の1
			(8) 除斥事件	3分の1
第2刑事部	伊 藤 寿	月、火、水、木、金	1 合議事件	
	赤 坂 宏 一		(1) 裁判員裁判の公判請求事件	3分の1
	鵜 飼 奈 美		(2) (1)以外の法定合議の公判請求事件	3分の1
			(3) 差戻し事件	3分の1
			(4) 再審請求事件	3分の1
			(5) 法定合議の準抗告事件	3分の1
			(6) 起訴強制事件	3分の1
			(7) 忌避、回避申立事件	3分の1
			(8) その他の事件	3分の1

			2 単独事件	
		(1) 公判請求事件（即決裁判手続の申立てがあった事件を含む。）	57分の15	
		(2) 差戻し事件	57分の15	
		(3) 再審請求事件	57分の15	
		(4) 準抗告事件	3分の1	
		(5) 刑事共助事件	57分の15	
		(6) 証拠保全請求事件（刑事訴訟法第179条）	3分の1	
		(7) 証人尋問請求事件（刑事訴訟法第226条、第227条）	57分の15	
		(8) 執行猶予言渡取消請求事件	3分の1	
		(9) 起訴前又は審査請求前の没収保全等請求事件	3分の1	
		(10) 訴訟費用負担請求事件	57分の15	
		(11) その他の事件	57分の15	
		3 医療観察事件		
		(1) 処遇事件（医療観察法第33条第1項、第59条第1項、第2項）	3分の1	
		(2) 処遇事件（医療観察法第49条第1項、第2項、第50条、第54条第1項、第2項、第55条）	3分の1	
		(3) 競合する処分の調整事件	3分の1	
		(4) 裁判官の処分に対する不服申立事件	3分の1	
		(5) 裁判所の処分に対する異議事件	3分の1	
		(6) 差戻し事件	3分の1	
		(7) 連戻状事件	3分の1	
		(8) 除斥事件	3分の1	
第3刑事部	柴 山 智 内 山 孝 一	月、火、水、木、金	第2刑事部に同じ	

	上 田 千 愛			
2 支 部				
支 部	裁 判 官 氏 名	開 庭 日 割	事 務 分 配	
園 部	玉 野 勝 則	月(第1, 第3, 第5), 火, 水, 金	受 理 事 件	全 部
	京都地方裁判所裁判官 (填 補)	隨 時	填補を要する事件	
宮 津	澤 田 博 之	月, 火, 水, 金	受 理 事 件	全 部
	京都地方裁判所裁判官 (填 補)	隨 時	填補を要する事件	
舞 鶴	近 江 弘 行	月, 火, 水, 木, 金	受 理 事 件 (民事及び刑事の合議事件 を除く。)	全 部
	近 江 弘 行	火	民事及び刑事の合議事件	全 部
	長谷川 武 久 (填 補)			
	伊 藤 祐 貴 (填 補)			
	京都地方裁判所裁判官 (填 補)	隨 時	填補を要する事件	
福 知 山	長谷川 武 久	月, 火, 水, 木, 金	受 理 事 件 (刑事公判請求事件を除 く。)	全 部
	澤 田 博 之 (填 補)	木	刑 事 公 判 請 求 事 件	全 部
	京都地方裁判所裁判官 (填 補)	隨 時	填補を要する事件	
3 簡易裁判所				
簡易裁判所	裁 判 官 氏 名	開 庭 日 割	事 務 分 配	
京都 民 事 1 係	上 垣 猛	月, 火, 金	1 調停事件 (特定調停事件を除 く。)	5 分の 1

		月, 火, 金 随 時	2 特定調停事件 3 即決和解事件	3 分の 1 3 分の 1
民事 2係 A	寺 田 俊 弘	月, 火, 金 月, 火, 金 隨 時 隨 時	1 調停事件（特定調停事件を除く。） 2 特定調停事件 3 即決和解事件 4 過料事件	5 分の 2 3 分の 1 3 分の 1 全 部
民事 2係 B	富 田 孝 明	月, 火, 金	1 調停事件（特定調停事件を除く。） 2 特定調停事件 3 即決和解事件 4 公示催告事件	5 分の 2 3 分の 1 3 分の 1 全 部
民事 3係	安 藤 正 樹	火, 木 隨 時 隨 時 隨 時 隨 時 隨 時 隨 時	1 民事訴訟事件（即決和解不調による訴訟事件、少額訴訟事件及び少額訴訟異議事件を含む。） 2 起訴前の証拠保全申立事件 3 民事共助事件 4 強制執行停止事件 5 少額訴訟債権執行事件 6 保全事件 7 その他の民事雑事件	4 分の 1 4 分の 1 4 分の 1 4 分の 1 4 分の 1 4 分の 1 4 分の 1
民事 4係	大 西 嘉 彦	水, 金	民事 3係と同じ	
民事 5係	前 川 隆 子	火, 木	民事 3係と同じ	
民事 6係	谷 澤 和 明	水, 金	民事 3係と同じ	

民事 7係	富 田 孝 明 (兼 務)	隨 時	督促事件(書記官の処分に対する異議事件(民訴法385条3項)の処理)	全 部
刑事 1係	甲 寺 田 俊 弘 (兼 務)	月, 火, 水, 木, 金	略式事件	2 分の 1
	乙 富 田 孝 明 (兼 務)	月, 火, 水, 木, 金	略式事件	2 分の 1
刑事 2係	寺 田 俊 弘 (兼 務)	月, 木	1 刑事訴訟事件	2 分の 1
		月, 木	2 刑事1係乙の発した略式命令に対する正式裁判請求事件及び同係の処理に係る通常審判事件	全 部
		隨 時	3 刑事3係の第1回公判期日前の保釈等請求事件	全 部
		隨 時	4 刑事共助事件	2 分の 1
		隨 時	5 その他の事件	2 分の 1
		月, 木	1 刑事訴訟事件	2 分の 1
刑事 3係	富 田 孝 明 (兼 務)	月, 木	2 刑事1係甲の発した略式命令に対する正式裁判請求事件及び同係の処理に係る通常審判事件	全 部
		隨 時	3 刑事2係の第1回公判期日前の保釈等請求事件	全 部
		隨 時	4 刑事共助事件	2 分の 1
		隨 時	5 その他の事件	2 分の 1
		月, 木		
		隨 時		
	上 垣 猛 (兼 務)	隨 時	代理を要する事件	
	寺 田 俊 弘 (兼 務)	隨 時	代理を要する事件	
	富 田 孝 明 (兼 務)	隨 時	代理を要する事件	
	松 林 秀 樹 (職務代行)	隨 時	代理を要する事件	
	岸 本 将 翳 (職務代行)	隨 時	代理を要する事件	

	市川智祥 (職務代行)	随時	代理を要する事件	
	吉田泰造 (職務代行)	随時	代理を要する事件	
	東尾龍一 (職務代行)	随時	代理を要する事件	
伏見	松林秀樹	月, 火, 水, 木, 金	正式裁判請求事件を除く受理事件	全部
	東尾龍一 (職務代行)	随時	1 正式裁判請求事件 2 代理を要する事件	全部
	吉田泰造 (職務代行)	随時	1 正式裁判請求事件 2 代理を要する事件	全部
	京都簡易裁判所裁判官 (職務代行)	随時	1 正式裁判請求事件 2 代理を要する事件	
右京	岸本将嗣	月, 火, 水, 木, 金	正式裁判請求事件を除く受理事件	全部
	市川智祥 (職務代行)	随時	1 正式裁判請求事件 2 代理を要する事件	全部
	京都簡易裁判所裁判官 (職務代行)	随時	1 正式裁判請求事件 2 代理を要する事件	
向日町	市川智祥	月, 火, 水, 木, 金	正式裁判請求事件を除く受理事件	全部
	岸本将嗣 (職務代行)	随時	1 正式裁判請求事件 2 代理を要する事件	全部
	京都簡易裁判所裁判官 (職務代行)	随時	1 正式裁判請求事件 2 代理を要する事件	
木津	吉田泰造	月, 火, 水, 木, 金	正式裁判請求事件を除く受理事件	全部

	東尾龍一 (職務代行)	随時	1 正式裁判請求事件 2 代理を要する事件	全部
	松林秀樹 (職務代行)	随時	1 正式裁判請求事件 2 代理を要する事件	全部
	京都簡易裁判所裁判官 (職務代行)	随時	1 正式裁判請求事件 2 代理を要する事件	全部
宇治	東尾龍一	月, 火, 水, 木, 金	正式裁判請求事件を除く受理事件	全部
	吉田泰造 (職務代行)	随時	1 正式裁判請求事件 2 代理を要する事件	全部
	松林秀樹 (職務代行)	随時	1 正式裁判請求事件 2 代理を要する事件	全部
	京都簡易裁判所裁判官 (職務代行)	随時	1 正式裁判請求事件 2 代理を要する事件	全部
園部	玉野勝則	月(第1, 第3, 第5), 火, 水, 金	正式裁判請求事件を除く受理事件	全部
	京都簡易裁判所裁判官 (職務代行)	随時	1 正式裁判請求事件 2 代理を要する事件	
亀岡	玉野勝則	月(第2, 第4), 木	正式裁判請求事件を除く受理事件	全部
	京都簡易裁判所裁判官 (職務代行)	随時	1 正式裁判請求事件 2 代理を要する事件	
宮津	澤田博之	月(第1, 第3, 第1)	正式裁判請求事件	全部

	5), 火, 水, 金	2 令状事件	10分の7
倉田孝雄	月(第2, 第4), 木	1 民事事件 2 正式裁判請求事件及び令状事件を除く刑事事件 3 令状事件	全部 全部 10分の3
長谷川武久 (職務代行)	随時	代理を要する事件	
近江弘行 (職務代行)	随時	代理を要する事件	
船越英明 (職務代行)	随時	代理を要する事件	
京都簡易裁判所裁判官 (職務代行)	随時	代理を要する事件	
京丹後	船越英明	月, 水, 木	正式裁判請求事件を除く受理事件
	澤田博之 (職務代行)	随時	正式裁判請求事件
	近江弘行 (職務代行)	随時	代理を要する事件
	倉田孝雄 (職務代行)	随時	代理を要する事件
	長谷川武久 (職務代行)	随時	代理を要する事件
	京都簡易裁判所裁判官 (職務代行)	随時	代理を要する事件
舞鶴	近江弘行	月(第2, 第4), 木	1 正式裁判請求事件 2 令状事件
	倉田孝雄	月(第1, 第3, 第5), 火, 水, 金	1 正式裁判請求事件及び令状事件を除く受理事件 2 令状事件
	澤田博之	随時	代理を要する事件

	(職務代行)			
	船 越 英 明 (職務代行)	隨 時	代理を要する事件	
	長谷川 武 久 (職務代行)	隨 時	代理を要する事件	
	京都簡易裁判所裁判官 (職務代行)	隨 時	代理を要する事件	
福 知 山	長谷川 武 久	月, 火, 水, 木, 金	1 民事訴訟事件を除く民事事件	全 部
			2 正式裁判請求事件, 交通即決事件及び令状事件を除く刑事事件	全 部
			3 令状事件 (月, 水, 木)	全 部
			4 令状事件 (火, 金)	適 宜
	船 越 英 明 (職務代行)	火, 金	1 民事訴訟事件	全 部
			2 略式事件のうち交通即決事件	全 部
			3 令状事件 (火, 金)	適 宜
	澤 田 博 之 (職務代行)	隨 時	1 正式裁判請求事件	全 部
	2 代理を要する事件			
	近 江 弘 行 (職務代行)	隨 時	代理を要する事件	
	倉 田 孝 雄 (職務代行)	隨 時	代理を要する事件	
	京都簡易裁判所裁判官 (職務代行)	隨 時	代理を要する事件	

別表第2 支部及び簡易裁判所の代理順序表

1 支部

支 部	代 理 順 序
園 部	本 庁
宮 津	舞 鶴, 福知山
舞 鶴	宮 津, 福知山, 本 庁
福 知 山	宮 津, 舞 鶴

2 簡易裁判所

簡易裁判所	代 理 順 序
京 都	宇 治, 木 津, 伏 見 向日町, 右 京, 亀 岡
伏 見	宇 治, 木 津, 京 都
右 京	向日町, 京 都
向 日 町	京 都, 右 京
木 津	宇 治, 伏 見, 京 都
宇 治	木 津, 伏 見, 京 都
園 部	京 都
亀 岡	京 都
宮 津	福知山, 舞 鶴
京丹後	舞 鶴, 福知山
舞 鶴	宮 津, 福知山
福 知 山	舞 鶴, 京丹後, 宮 津

平成31年度京都地方裁判所事務分配等規程第34条第3項  
の代理順序について

1 民事各部の代理順序

(1) 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、次の各部と協議して定める。

第1民事部に差し支えのあるとき	第6民事部又は第4民事部
第2民事部に差し支えのあるとき	第4民事部又は第5民事部
第3民事部に差し支えのあるとき	第5民事部又は第1民事部
第4民事部に差し支えのあるとき	第3民事部又は第7民事部
第5民事部に差し支えのあるとき	第7民事部又は第6民事部
第6民事部に差し支えのあるとき	第1民事部又は第2民事部
第7民事部に差し支えのあるとき	第2民事部又は第3民事部

(2) 前項の規定によることができないときは、他の各部と協議して定めることができる。

2 刑事各部の代理順序

(1) 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、次の各部と協議して定める。

第1刑事部に差し支えのあるとき	第2刑事部又は第3刑事部
第2刑事部に差し支えのあるとき	第3刑事部又は第1刑事部
第3刑事部に差し支えのあるとき	第1刑事部又は第2刑事部

(2) 前項の規定によることができないときは、他の各部と協議して定めることができる。